

○ 対象者（事務処理要領 P. 2）

問1 指定老人ホームでショートステイ（短期入所）中の者は、不在者投票事由に該当すれば、一般の入所者と同様に不在者投票ができるか。

答 不在者投票できます。

ただし、投票日において歩行が困難である見込みであり、また投票日においてもまだ入所中の見込みの方であることが条件です。

問2 市内在住の歩行可能なアルコール中毒患者が入院（入所）しているが、この者は不在者投票ができるか。

答 投票日に歩行そのものは可能だが、医師の診断により、その患者が1人で目的地までたどり着き、また出発地まで戻れるか確信の持てない症状であると見込まれれば、歩行が困難な方に含めて指定病院内で不在者投票させて差し支えありません。

問3 市内の指定病院等に入院している者のうち、歩行ができる者は不在者投票ができないのか。

答 市内であっても入院先が投票区域外であれば投票できます。

また、指定病院等に入院中の感染症患者や精神病患者などで、一般投票のために外出させることが適当でないと認められる場合は、たとえ歩行が可能な方であっても、歩行困難な者とみなして指定病院内で不在者投票をさせて差し支えありません。

問4 指定老人ホームに併設されているグループホーム・デイサービスセンターの利用者も、不在者投票事由に該当すれば、不在者投票を行わせてよいのか。

答 グループホーム等は、指定施設となることができない施設なので、その利用者に不在者投票をさせることはできません。投票できるのは指定施設の入所者に限られます。

問5 指定施設として指定を受けた病院に分院がある場合、本院の指定をもって分院でも不在者投票を行えるか。

答 分院自体が県の指定を受けていなければ、たとえ本院の院長の管理の下であっても、その分院で不在者投票は行えません。

また、同一施設あるいは同一敷地内に老人保健施設や老人ホームなどの関連施設が併設されている場合も、それぞれの施設が各々に指定を受けない限り、その施設での不在者投票は行えません。

問 6 指定施設で働いているが、入院（入所）者と同様にその施設で不在者投票ができるか。

答 不在者投票はできません。

指定施設で不在者投票ができる方は、その施設に入院（入所）している方に限られるため、施設の職員をはじめ、付添人や看護人等もその施設での不在者投票はできません。

○ 不在者投票管理者（事務処理要領 P. 2）

問 7 不在者投票管理者となるべき施設の長が、やむを得ない用務等のため選挙期間中不在の場合、事務職員が不在者投票管理者の職務を執行できるか。

答 職務を代理すべき立場の方であれば、事務職員でも執行できます。

問 8 指定病院の院長が選挙に立候補した場合、本人が候補者となっている選挙以外の選挙について不在者投票管理者になれるか。

答 自ら立候補した選挙だけでなく、候補者として身分を有している期間に行われる、すべての選挙の不在者投票管理者になれません。

問 9 指定病院の院長が候補者となり、その職務を代理する者が息子の場合、不在者投票管理者になれるか。

答 法令上、不在者投票管理者になることは差し支えありません。

ただし、立会人の選定について特に留意し、その厳正な立会いの下に不在者投票を執行するなど、特別の配慮をすることが適当です。

問 10 不在者投票管理者が立会人を兼務することはできるか。

答 不在者投票管理者が兼務することも、不在者投票事務に従事する者や代理投票の補助者が立会人を兼務することもできません。

○ 投票用紙等の請求事務（事務処理要領 P. 3）

問 11 入院、入所中の者の投票の意思は、各室を巡って一人ひとりに行わなければならないか。

答 入院患者・入所者全員に対して意思の確認ができる方法であれば、各室を巡る方法

の他、掲示板等に選挙期日と不在者投票を行う場所及び申し出方法を掲示する等の方法でも差し支えありません。

問 1 2 指定施設独自の判断により、選挙人からの依頼によらず投票用紙等を請求又は依頼があっても請求しないことはできるか。

答 できません。

投票用紙等の請求は、選挙人からの依頼に基づきますので、指定施設独自の判断で請求することや、逆に請求依頼があるのにかかわらず不在者投票管理者の判断で請求しないことはできません。

問 1 3 あらかじめ不在者投票を行うこととしている日以外の日に、投票したいと選挙人から投票用紙等の請求依頼があった場合、依頼を断ってよいか。

答 日を特定していることを理由に、依頼を拒否することはできません。
可能な限り、選挙人の希望に添って、不在者投票を行うよう努めてください。

問 1 4 「投票用紙等交付請求依頼書（別紙 1）」の氏名は、必ず本人の署名でなければいけないか。また、印は拇印でもよいか。

答 必ずしも本人の署名である必要はなく、記名でも差し支えありません。
また、印は拇印でも差し支えありません。

問 1 5 投票用紙等の代理請求の際に、選挙人から依頼を受けた「投票用紙等交付請求依頼書」は選挙管理委員会に提出するのか。

答 選挙管理委員会への提出は必要ありませんが、不在者投票管理者において、その選挙の任期満了まで保管してください。

問 1 6 長崎県からも「不在者投票の手引き」が送付され様式が添付されており、佐世保市の様式と若干異なるが、どちらを使用し請求すればよいか。

答 長崎県、佐世保市のどちらの様式を使用しても差し支えありません。

問 1 7 市外の選挙管理委員会に投票用紙の代理請求をする際に、本市の「不在者投票用紙等請求書（別紙 2）」を使用し請求してよいか。

答 本市の様式を使用し請求して差し支えありません。
投票用紙等の請求以外についても、本市の様式を使用して差し支えありません。

念のため、請求先の選挙管理委員会に佐世保市の様式でよいご確認ください。

問 18 「不在者投票用紙等請求書」に指定施設の長の印は必要か。

答 必要ありません。

問 19 「不在者投票用紙等請求書」は郵送してよいか。

答 差し支えありません。

ただし、郵便事情もありますので、投票用紙交付希望日まで3日以上は確保するよう、日数に余裕をもってお送りください。

問 20 選挙期日が迫ってから、入院患者から投票用紙等の代理請求の依頼があり、速達郵便でも間に合わないときは、自動車、電車等を利用してでも請求を行わなければならないか。

答 原則として、選挙人からの申し出は断ることはできませんが、請求を郵便によるか直接によるかは、不在者投票管理者の判断に委ねられます。できる限り不在者投票ができるようご配慮ください。

○ 外部立会人の派遣（事務処理要領 P. 3、P. 11～13）

問 21 外部立会人は、必ず導入しなければならないのか。

答 あくまでも努力義務であり、強制ではありません。

問 22 外部立会人が投票立会人を兼ねることができるのか。

答 法令上は兼ねることができます。しかし、不在者投票の公正な実施をより確保するため、外部立会人とは別に1人以上の投票立会人を選任することが望まれることから、外部立会人以外の投票立会人の選任については、各施設においてご判断ください。

問 23 外部立会人の報酬は、施設が支払わないといけないのか。

答 お手数ですが一旦施設でお支払いいただき、県の選挙管理委員会へ請求してください。

問 2 4 外部立会人の立会予定時間を当初 3 時間としていたが、実際は 1 時間だった。
この場合、報酬はどうなるのか。

答 実績に応じた報酬額を支給してください。
この場合は、1 時間分となります。
立会いが 1 日未満の場合の取り扱いは、以下のとおりです。
 $12,400 \text{ 円} \times (1 \text{ 日あたりの従事時間}) / 8.5\text{h} = \text{経費}$ (円未満は四捨五入)
1 回あたりの従事時間が 7 時間以下で、1 時間未満の端数があるときは切り上げ 7 時間を超えて、8.5 時間未満の場合は、1 日分とします。

問 2 5 外部立会人の報酬は、口座振込でも可能か。

答 可能です。
ただし、領収書は必ず徴してください。

○ 投票執行上の注意（事務処理要領 P. 5～8）

問 2 6 当院では夕方までは他の業務で忙しいので、不在者投票を行う時間を午後 5 時以降に設定してよいか。

答 指定施設における不在者投票については、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間です。
不在者投票を午後 5 時以降（午後 8 時まで）も行えるのは、選挙管理委員会委員長が管理する不在者投票場所に限られます。

問 2 7 特定の日時を定めて、一括して投票させることに問題はあるか。

答 問題ありません。
ただし、定めた日時以外の日であっても、法で定められた不在者投票のできる期間内に選挙人から申し出があれば、投票させなければなりません。

問 2 8 投票記載場所には、投票箱や投票記載台を必ず設置しなければならないのか。

答 法律上設置は義務付けられていませんが、選挙の公正に疑問をもたれることのないためにも設置することが望ましいです。

また、投票記載台を設置せず通常の机を使用する場合には、投票の秘密保持に十分に配慮し、ついたて等で周囲から遮断したり、一人ひとり入室させたりする等の対応を行ってください。

問 2 9 投票記載場所は一箇所に限られるか。

答 投票記載場所の数に制限はありません。

たとえば、大病院などでは病棟毎やフロア毎に投票記載場所を設けることもできますが、他人から選挙人の投票が見えないよう投票の秘密には十分にご配慮ください。

問 3 0 候補者の氏名等を記載した一覧表を作成し、投票記載場所に掲示することができるか。

答 一覧表を投票記載場所に掲示することはできません。

なお、選挙公報若しくは立候補届出の告示のコピーを投票記載場所でないところ（たとえば、投票記載場所入口近くの廊下）におくことは差し支えありません（特定候補者の氏名等を囲うなどすることはできません）が掲示はできません。

問 3 1 投票の記載をする筆記用具に決まりはあるか。

答 特に決まりはありませんが、鉛筆をおすすめします。（一般投票の投票所では鉛筆を使用しています。）

問 3 2 選挙人から「立候補者の氏名がわからない。」と言われた際に、事務従事者が教えることはできるか。

答 投票誘導、投票干渉にあたるおそれがあるので、できません。

投票記載場所に掲示することはできませんが、求めに応じて選挙公報や候補者氏名等一覧を見せることは差し支えありません。

問 3 3 不在者投票管理者は必ず投票記載場所に投票立会人とともにいなくてはならないか。

答 不在者投票管理者の管理権が及ぶなら、必ずしも投票記載場所にいる必要はありません。ただし、不在者投票管理者の事務補助者と投票立会人の最低2人、代理投票の

場合はさらに補助者2人がいなければなりません。

問34 指定施設の職員を投票立会人に選任することに問題はあるか。

答 問題ありません。

投票立会人は「選挙権」を有する方であればよいので、法律上問題はありませんが、人選に当たっては投票の公正に疑義をもたれることのないようにしてください。

問35 代理投票において、選挙人が認知症、精神障がいのため、投票しようとする候補者の氏名等が確認できない場合、どのように対処すべきか。

答 投票の意思があっても候補者の氏名等を示すことができない選挙人については、「わからないから、何も書かないで投票してよいか。」確認のうえ、それでよい場合は何も記載しないで封筒に入れ、封をし、代理記載人が「あなたのなまえ」欄に選挙人の氏名を記載してください。

代理投票補助者が候補者の氏名等を述べることや、候補者の氏名等が掲載された新聞等を指し出すことはできません。

なお、選挙人が示した氏名等が候補者以外のものであっても、そのとおり記載し、代理投票補助者が自分の判断で候補者の氏名等を類推して記載することもできません。

問36 代理投票において選挙人が、(選挙人が持参した)候補者の氏名等を掲載した記事等を指さして候補者等を指定する場合には、投票させてよいか。

答 指さすことが本人の意思によるものと認められるのであればできます。

問37 自書能力もなく、口も聞けない者が候補者の名刺等を呈示し、自分が投票したい氏名を指示する方法で不在者投票の代理投票ができるか。

答 選挙人の意思が確認できる限り差し支えありません。

問38 投票用紙等を請求したが、その後投票の意思がみられなくなった選挙人は、棄権と解釈してよいか。

答 結果として、投票を行わなかった場合は、当然棄権となります。

その選挙人の投票用紙等は交付された選挙管理委員会に必ず返還してください。

また、その選挙人に関する不在者投票特別経費は交付されません。

問 3 9 A（指定）病院に入院中に不在者投票用紙等の交付を受けた者が、その後 B（指定）病院に移った場合に、B 病院内で不在者投票できるか。

答 選挙人自ら投票用紙等の交付を請求した場合に限りできます。

しかし、その方が不在者投票管理者に代理請求を依頼し投票用紙等の交付を受けた場合には、A（指定）病院で不在者投票はできないため、いったん投票用紙等を選挙管理委員会に返還した上で、再度 B（指定）病院から請求することはできます。

問 4 0 不在者投票用外封筒の「あなたのなまえ」欄への選挙人氏名の記載はゴム印でも構わないか。

答 必ず選挙人本人のフルネームでの署名でなければなりません。

問 4 1 病院長名で投票用紙の請求をした後、病院長に事故があり、その後引き続いて院長代理（副院長）が院長事務を行っている場合、不在者投票管理者の氏名は院長代理でよいのか。

答 院長代理「〇〇〇〇〇」と記載してください。

○ 未使用の投票用紙の返却（事務処理要領 P. 7）

問 4 2 代理請求により投票用紙等の交付を受けたが、不在者投票実施前に選挙人が退院・退所した場合はどのようにしたらよいのか。

答 経緯を詳細に書いて、至急投票用紙等を交付した選挙管理委員会に返還してください。

なお、その選挙人には、不在者投票用紙等が返還されれば、期日前投票又は投票当日投票のいずれかの方法で投票できることを伝えてください。

○ 不在者投票経費の請求（事務処理要領 P. 8～9）

問 4 3 長崎県以外に住所があり、他都道府県の市町村選挙管理委員会から投票用紙の交付を受けて不在者投票を行った選挙人の投票について、不在者投票の経費はどこに請求すればよいのか。

答 国政選挙・都道府県の選挙であればその都道府県、市町村の選挙であればその市町村の選挙管理委員会へ請求してください。

問 4 4 投票用紙等を代理請求した場合と本人が請求した場合では、経費の支払額に違いがあるか。

答 いずれも同額の 1, 2 3 6 円です。

（付録）不在者投票指定施設における選挙運動について

不在者投票指定施設における選挙運動については、公職選挙法により一般の選挙運動に関する制限のほか、次のような制限があるので、十分注意してください。

- 1 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位（その者の日常の業務上有する影響力）を利用して選挙運動をすることは禁止されています。

また、不在者投票管理者が公務員である場合には、上記の制限に加え、国家公務員法又は地方公務員法の規定に基づく政治的行為（選挙運動を含む。）の制限のほか、その地位を利用して選挙運動をすることは禁止されています。

- 2 すべての選挙において、その選挙の期日の公示（告示）日から、選挙の当日までの間、国、地方公共団体が所有し又は管理する病院等では、政党その他の政治活動を行う団体が、政治活動のためのポスターを掲示することやビラ等の文書図画（新聞及び雑誌を除く。）を頒布（郵便又は新聞折込みの方法による頒布を除く。）することは禁止されています。

- 3 衆議院（小選挙区選出）議員及び参議院（選挙区選出）議員並びに都道府県知事選挙においては、選挙運動用のポスター（衆議院議員総選挙における候補者届出政党又は名簿届出政党等及び参議院比例代表選出議員選挙における名簿登載者（候補者）が使用するものを除く。）を公営ポスター掲示場以外の場所に掲示することは一切できないとされているため、病院や施設の室内や廊下等に選挙運動用ポスターを掲示することはできません。

また、都道府県の議会議員選挙及び市町村の議会議員並びに長の選挙においても、条例により公営ポスター掲示場制度が導入されているため、上記と同様に病院や施設の室内や廊下等に選挙運動用ポスターを掲示することは一切できません。

- 4 衆議院議員総選挙では候補者届出政党又は名簿届出政党等が、また、参議院比例代表選出議員選挙では名簿登載者（候補者）が使用する選挙運動用ポスターの掲示については、公営ポスター掲示場制度が導入されていないため、掲示箇所の管理者の同意のもと自由に掲示することができますが、次のような場所への掲示は禁止されています。

- （１） 国又は地方公共団体が所有し又は管理する不在者投票指定施設

- （２） 上記（１）以外の指定施設の場合は、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所（歩行困難のため病院のベッドで不在者投票を行う場合にあっては、そのベッドの所在する病室）

5 選挙の種類によっては、選挙期日の公示（告示）日からその選挙の当日までの間、一定の要件を具備する政党その他の政治団体が、政治活動用ポスター及び推薦演説会周知用ポスターを掲示することが認められていますが、この場合でもこれらのポスターを前頁４の（１）（２）の場所に掲示することは禁止されています。

6 何人も病院、診療所その他の療養施設においては、いかなる名義であっても、選挙運動のための演説や連呼行為は禁止されています。

したがって、施設内においては個人演説会、政党演説会、政党等演説会、政談演説会、推薦演説会といった演説会は一切開催できません。

7 何人も選挙に関し、投票を得若しくは得さしめ又は得さしめない目的をもって戸別訪問することが禁止されていますが、指定施設においても、各部屋（病室など）が構造上それぞれ独立しており、しかも入院患者（入所者）が相当期間継続して入院（入所）している場合にあって、社会通念に照らし、各部屋が入院患者（入所者）の居室に準ずる程度まで達していると認められるときには、各部屋を訪問し、投票依頼をすることも戸別訪問の禁止行為に該当します。

また、どのような方法であっても、選挙運動のために各部屋を個別に特定の候補者の氏名等を言い歩く行為等も、戸別訪問に該当するものとみなされ禁止されています。

8 何人も、選挙の期日（ただし、無投票の場合にあっては、その旨を選挙長が告示した日）後において、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつをする目的をもって各部屋を戸別訪問することも禁止されています。